

平成16年第17回教育委員会記録

平成16年11月8日(月)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成16年11月8日(月)午後2時04分～午後3時12分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸 田 頼 一 委員 長 安 本 ゆ み
職務代理者 委 員 宮 坂 公 夫 委 員 大 藏 雄 之 助
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐 藤 博 継
学校適正配置担当部長 上 原 和 義 庶務課長 和 田 義 広
学校運営課長 馬 場 誠 一 学務課長 井 口 順 司
学校適正配置担当課長 吉 田 順 之 指導室長 松 岡 敬 明
施設課長
社会教育長 武 笠 茂 中央図書館長 倉 田 征 壽
スポーツ課長
中央図書館次長 清 水 文 男

事務局職員 庶務係長 小 今 井 七 洋 法規担当係長 石 井 康 宏
担当書記 佐 藤 守

傍聴者数 4 名

会議に付した事件

(議案)

議案第51号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第52号 杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(報告事項)

- (1) 平成16年度アクションプラン進捗状況(新規・拡充事業)について
- (2) 杉並区小中一貫教育の試行について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

目 次

会議録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第 51 号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正 する条例	14
議案第 52 号 杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	15
報告事項	
(1) 平成 16 年度アクションプラン進捗状況（新規・拡充 事業）について	3
(2) 杉並区小中一貫教育の試行について	7
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	14

委員長 ただいまから第17回教育委員会定例会を開催いたします。お忙しいところどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いいたします。本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、報告が3件、議案が2件となっております。

なお、「日程第2、議案第51号」、「日程第3、議案第52号」につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条による区長からの意見聴取案件」となっております。したがって、同法律第13条によりまして審議を非公開といたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、2件の議案の審議につきましては非公開とさせていただきます。

では、日程第1から入らせていただきます。日程第1は、報告事項の聴取です。初めに「平成16年度アクションプランの進捗状況(新規・拡充事業)について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、私から「平成16年度アクションプラン進捗状況(新規・拡充事業)について」の報告をいたします。アクションプランにつきましては、平成15年度に改定を行いまして、現在110の事業を計画化しているところです。そのうち、今回は新規11事業、拡充9事業、併せて20事業の進捗についてご報告をさせていただきます。進捗状況は、9月1日現在の状況ということですが、新規事業で「検討中」となっていますのは、左側の所に番号が振ってありますが、1枚目の30番の「体力増進教室の実施」、それから今後の検討というところで、その次の「新しい運動の開発」と1事業ずつとなっておりますが、それ以外につきましては、それぞれ目標に基づいて、着実に進捗しているということです。主なものとしては、1枚目の2番目、3番目、番号でいきますと、5番と6番ですが、まず「学力調査の実施、調査方法の研究」という所につきましては、いちばん右側の欄になりますが、平成16年12月17日及び平成17年2月15日の実施に向けて現在準備中、ということで調査問題等の検討をしているということです。

次の「学力向上のための指導方法等の研究」では、杉並第七小学校におきまして、学習支援者の活用を通して、算数の少人数指導を実施し、基礎学力の定着を図っているといった状況です。

次に、いちばん下の33番、「予算執行権限などの拡大」ですが、特色ある学校づくりの予算など、前年度に引き続き拡大を図っているということで、具体的には今年度、右側の欄にありますが、特色ある学校予算によって、校長裁量で各学校で新規拡充事業に取り組むことができ、学校の活性化に役立ったといった状況となっております。

裏面にまいります。2番目の45の拡充事業の「幼・小連携教育の推進」については、すでに報

告させていただいておりますが、杉並第四小学校と高円寺北幼稚園において、幼・小連携モデル事業ということで、平成 17 年 4 月の実現に目途をつけたということで、着実に進行しております。次の「小・中一貫教育の試行」、こちらにつきましても、平成 17 年度実施に向けて、右側記載欄、これは後ほど詳しく説明しますので割愛させていただきますが、着実に準備が進んでいるということ。

それから危機管理の関係で、63 の拡充事業、「不審者侵入時の危機管理対策の充実」ということで、防犯カメラの設置あるいは安全点検改修、それから、学校 110 番を使った防犯訓練等が行われたということ。

最後になりますが、「子ども読書活動の推進」ということで、子ども読書活動推進計画に基づいて、さまざまな事業を展開するということになっておりますが、推進委員会の設置、あるいは区内大学図書館との連携といったことで、右側の記載のように、それぞれの連携がスタート。あるいは展示会というような形で、書店組合との事業が展開されたということ。全体で 110 事業を計画しているわけですが、例えば、中高一貫教育の検討といったようなことが、研究段階にとどまっているといった部分がありますが、概ねそれぞれの事業につきましても、計画に基づいて進捗しているといった状況です。前回の報告の中でもご報告いたしました、こういった進捗状況を踏まえた上で、来年度、アクションプランにつきましては、教育ビジョンを踏まえて、改定をするという考え方で進めているところです。私からは以上です。

委員長 ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

宮坂委員 45 の「幼・小連携教育の推進」の所で、杉並第四小学校と高円寺北幼稚園がモデルケースとして実施という説明になっていますが、これはあくまでも付属幼稚園というところまでは考えてないわけですね。

学務課長 付属ということではありません。というのは、高円寺北幼稚園に通っている子どもたちが、必ずしも杉並第四小学校にすべていく状況ではありません。そういうことで、それぞれの教育内容を深めるという目的の中での取組みとして進めさせていただいているところです。

宮坂委員 一般的に小学校は、いろいろな幼稚園や保育園から来ますよね。連携の場合は、全部と連携してほしいですね。

学務課長 ご指摘のとおりです。今後は、区立の保育園もそばにありますので、そことの連携にも広めてまいりたいと考えております。

宮坂委員 その中でも、この高円寺北幼稚園はちょっとつながりが深くなるということですか。

学務課長 いままでも近いという中での取組みがありましたが、今度は日常的にそういった取組みを充実させていこうという考えです。

委員長 31の空欄は、どのように。

社会教育スポーツ課長 これは、30、31とも、早稲田大学との連携によって、ここの部分を進めようとしていたところですが、相手のほうの事情等、なかなか体制が整わないということがありまして、こちら31のほうも、現在投げかけているという状況でして、具体的に事業についての検討というのはまだ進んでいない。そこまで至っていないという現状です。

委員長 検討中でもないのですか。

社会教育スポーツ課長 大学側の体制が整わないということで、ちょっとここまでは入り込んでないと、ここまでの段階にきてないというのが実情です。

委員長 空欄というのはどう解釈するのですか。その辺、やはり空けておくというのはあまりいいことではないから、何らかの答えを書いておかなければいけないですね。

社会教育スポーツ課長 30、31とも同じような状況にあるということです。

庶務課長 資料については、ご指摘のとおり、これから記載をさせていただきます。

委員長 それから関連でお聞きしたいのですが、64に「通学路の安全管理」というのがありまして、ここに書かれていますのは、どちらかというと防犯の視点からの安全管理ということで、このぐらゐの実績があるとか書いてあるのですね。以前から私なんか問題にしたのは、これもあるが、その周辺の歩く道の両サイドのブロック塀だとか、その辺の耐久性の問題とか、大震火災に合わせたような形での安全な通学路の管理とか、それをイメージして言っていたわけですね。それについては、教育委員会ですべてやるという問題ではないので、「関連」という言葉を使っているのですが、そのことはどうなっていますでしょうか。

学務課長 この取組みも、防犯マップの作成をきっかけにして、今後、「安心・安全のまちづくり」というものに、より発展させていかなければならないかなと考えております。そういう中で、課題の1つとして、建築行政のほうとも協議はしているのですが、そこの調整がまだ十分進んでいない状況です。実際の建て主というか、所有者との関係、それから、所有者の個人情報はどう扱っていくとか、その辺りの課題もあります。まず抽象的ではありますが、どこの辺り、例えば、いまの学校安全マップの中にも、そういった所を書くことも可能ではありますが、具体的に書くとなると、その問題も難しく、現在、まだ建築行政担当の所管と協議をしているところです。

施設課長 若干補足させていただきます。通学路の安全に関しましては、仙台の宮城沖地震のときに、ブロック塀が転倒して、子どもが4人ほど亡くなったということがありまして、区内には約4万カ所ブロック塀があります。そのうち通学路に面しているのは約1万カ所。これらにつきましては、昭和55年頃から調査をしています。それについて診断した結果につきましては、各所有者宛に通知をして改修を促してはいるのですが、約1割から2割ぐらいしか改修はされておしま

せん。これはほとんどが建物の改築時に直すということが多くて、なかなか進捗してないということがあります。その後、10年経った後、再度約1万カ所調査をし、改修の促進をしているということです。阪神・淡路大震災を受けて、防災の観点から、区では、実施計画の中では、まだ計画は出来ておりませんが、いずれこういったものについても、再度点検調査をしていくというようなことをやっているのは事実です。ただ、建築部局も、まだ具体的に予算をはってというところまでには至っていないというのが実情です。

宮坂委員 通学路の安全について、いろいろお話を伺って、それは当然それで結構なのですが、通学路に当たる住民の方に、ここを通学路にさせてもらうということの了解というのは大変で、中には、問題になったこともあったように聞きましたが、そういったことはどうなのですか。了解というのは取るようにしているのですか。

学務課長 基本的には公道ですので、そういった了解というのはありませんが、ただ、中には、その公道に面している方が、その公道の一部を所有権として持っている場合があります。そうなりますと、公道の一部であります、その所有者の確認は取ったほうがよろしいかという取組みはしているところです。

教育長 この防災マップづくりというのは、防災課のほうでかなり計画的に何校かずつマップづくりをやっていたんですか。

学務課長 たしか、やっております。ただ、今回学校安全マップのほうは、防犯、防災、それから交通の問題、そういった多様な安心・安全の観点から、心配とされるところをお示しする。そういう中で、子どもたちや保護者が、そこについての危険認識を持って通行をする、そんな資料として作っているところです。

教育長 ここに挙がっているのは、防犯の観点からということになっているのですが、防災の観点からというのは、別に何もしてないわけではなくて、施設課長から話があったような危険なブロック塀、これは所有権・プライバシーに関することだから、手が出せないことがあるにせよ、そういうマップづくりというのは、一方で区長部局のほうでも計画的に進めていたような認識があるのです。ここだけ書かれると、何もやっていないようだが、区の全体計画からいうとどうなのかということ、私も2年ぐらい前の知識で止まってしまっているのですが、そこら辺を教えてくださいませんか。

学務課長 ご指摘のとおりです、区長部局、防災担当者間のほうでも、こういったマップづくりをしております。今回、「防犯の観点から」と書いてありますが、防犯等というか、さっきも申し上げたような交通、それから防災といった角度も含めまして、この安全マップについては、作成をしているところです。言葉が足らなくて申し訳ありません。そういう内容の趣旨です。

委員長 ほかにございますか。ないようでしたら、次に進みます。続きまして、「杉並区小中一貫教育の実施について」。指導室長、お願いいたします。

指導室長 まず報告項目の名称ですが、「小中一貫教育の試行について」ということでご報告申し上げます。恐れ入りますが、「実施」の部分を「試行」ということでご訂正いただければありがたいと思います。

まず初めに、「実施の目的」ですが、そこに記載してありますとおり、将来社会人として自立し、活躍・貢献できる資質・能力を身に付けさせるために、小・中学校や学年の枠を超えて、習熟が不十分な内容に対する指導の徹底、そして義務教育の9年間を系統立てて、「21世紀に求められる力」、このスキルを育てる小中一貫教育を試行していくということです。これはアクションプランにも計画をされているところです。「実施校」ですが、今回、和泉中学校及び和泉小学校、新泉小学校。中学校を中心とする中学校区というか、中学校1校及び小学校2校、この3校の間で実施をしていく。「実施校決定までの経緯」ですが、これまで隣接あるいは近接する小中学校に、小中一貫教育の実施に関する説明を行ってまいりました。意志がある学校については、是非希望していただきたいというお話をしていたところですが、この説明を受けて、実施について検討してみたいという意向を示した所が、最終的に実施校になりました和泉中学校、和泉小、新泉小、これが1つのグループです。それから杉森中と、杉一小、馬橋小というグループ。それから松ノ木中と、松ノ木小、堀之内小。そして、4番目に、大宮中、大宮小、済美小。という4つのグループが、私どもが提案しました内容を基に説明会を行ったところ、最終的に和泉中、和泉小、新泉小が、是非試行を行いたいということで希望を申し出てきたという経緯です。指導室で、当該校につきまして、その実施の適切性という辺りを審査しまして、来年度以降試行をしていただくということを決めたということです。「実施時期」は、いま申し上げましたとおり、平成17年4月からということです。

続きまして、5点目、この「実施校が研究を行う内容と指導体制」ですが、まず内容につきましては、これは私どもがお示した中から、いくつかその実施校が、これとこれを実施したいということで、協議の上で選択をしたという形になっています。まず1番目は「基礎の時間」ということで、特に国語、算数、数学というのを、年間を通してモジュール形式で、年間35単位時間程度、小学校1年生から中学校3年生まで、段階的に行う。

2番目に、「学び科」の実施ということで、いわゆる先ほど申し上げました「21世紀に求められる力」というところで、例えば、コミュニケーション力とか、自己認識、全体把握力とか、あるいは、課題解決、創造力というようなところで、小学校1年生については、年間17ないし18単位時間程度、小学校3年生から中学校3年生までは、「総合的な学習の時間」の一部を使いまして、

年間各 35 単位時間程度というのを割り当てて行っていく。

それから 3 点目に、「英会話教育」。名称につきましては仮称ということになっておりますが、英語に触れ、英語の特に音声を中心に慣れ親しむという活動。小学校 1、2 年生については、17 ないし 18 単位時間、小学校 3 年生以上 6 年生までが年間 35 単位時間程度、中学校におきましては、選択教科の時数を当てまして、各学年、年間 35 単位時間程度を当てていきたいということです。

あとそのほかに、この実施校のほうからいくつか案が出ておりまして、1 つは、小学校高学年からの中学校の部活動への参加、それから、小中合同授業あるいは合同行事の実施、また、教員同士では、小学校教諭と中学校教諭で、合同の研修会あるいは研究会の開催。それから特に中学校 1 年生は、入学してすぐにセカンドスクールというのを組み込んでいきたいと考えております。

続いて指導体制ですが、現任の職員のほかに、非常勤講師あるいは区独自採用教員の配置について、今後検討いたしまして、できる限り指導陣のほうの支援をしていきたいと考えております。

「今後の日程」ですが、まず小学校の英会話教育ということで、来年 1 月に、この内容について特区申請をする予定です。また、教育課程の編成につきましては、「小中一貫教育検討委員会」というのを持っておりまして、その中で、この 3 校の共通部分について、十分に検討を行い、今後教育課程を編成していくということです。今後の方向性ですが、実施計画上では、平成 17 年度から平成 19 年度の間、一所の実施ということになっておりますが、来年度の試行を踏まえて、また今後の方向については考えていきたいということです。

2 枚目に、「連携教育」とか「一貫教育」、あるいは「一貫校」と、非常に類似した文言が多くて、いま言っているこの一貫教育というのは、一体どういうものかという辺りの位置付けがちょっとわかりにくいというご意見もいただきましたので、そこに簡単に図示をしておきました。まず、いわゆる連携教育というのは、これはいままですで行われている内容も多々ありますが、いわゆる小学校同士あるいは中学校同士、あるいは小中の中で、例えば交流授業を行ったり、いわゆる出前授業というような、中学校の教員が小学校に行って授業をしたり、あるいは合同行事と、こういうようなものをかなり計画的に行っていくのが連携教育。それから一貫教育というのは、やはりカリキュラムの一貫性、教育課程を一貫して組んで、9 年間という視点から、小学校課程、中学校課程を考えていって、その上で教育課程を編成して、それを実施していくという考え方で。そして、3 点目の一貫校というのは、これはまさに 1 つの学校になっておりまして、例えば「杉並初等中等学校」というような名称になりましょうか。当然学校ですので、小学校の校長、中学校の校長というよりは、その一貫校の校長がいる。そして、カリキュラムも、当然 1 年生から 9 年生までという考え方で教育課程を編成していくという考えです。それで、今回の小中一貫

教育というのはこのどこに位置するかというと、ちょうど1と2の中間辺りとお考えいただけるとありがたいと思います。目標は、この2番目の「一貫教育」の所に最終的には持っていくような形ですが、試行という段階ですから、連携と一貫のほぼ中間ぐらい、やや一貫に寄りつつ、今後研究を進めていくということです。私からは以上です。

委員長 では、ご質問、ご意見、お願いいたします。

宮坂委員 いま、連携と一貫の中間ぐらいというようなご説明をいただいたのですが、そうしますと、例えば、これが決まった場合に、和泉中学校へ和泉小学校やほかの小学校から6年終わってから入るとい生徒は出てくるのでしょうか。

指導室長 選択性というなかから、その和泉、新泉以外の小学校から和泉中に入学生があるということは可能性としては十分にあります。

宮坂委員 補欠募集という形でなく、ある程度のまとまったものをやはり募集するという形まで進むのですか。

指導室長 いや、特にこの一貫教育を行うための別途募集ということはありません。現在の制度の中での選択ということになります。

安本委員 保護者に対して、現在いる人も含め、入る人へも説明というのはなさいますか。

指導室長 今後、行っていく予定です。

安本委員 来年の4月からやるということは、かなり早い時期にしていかないと。というのは、和泉小にこの制度で入りたいと言っている子どももいるわけですし、反対に和泉中もあると思えますし、新泉ももちろんそうです。そこのところはなるべく早く行わないといけませんね。

指導室長 速やかに行うように検討してまいります。

安本委員 あと、もうすでに巷では、連携教育、一貫教育、一貫校というのが大混乱で、聞かれることがたまたまあるのですが、特に一貫教育と一貫校というのが、ほとんど一緒に皆様考えておられるような感じがしているのですが、どうぞその点をよくご説明になっていただきたいと思えます。特にいまおっしゃったように、連携教育と一貫教育のちょうど中間ぐらいという認識というようなことはよくご説明いただかないと、これから先、また混乱が起こるような気がいたします。

指導室長 私どもも、この文言については十分に区民の皆様のご理解を得て進めていきたいと考えております。また、学校説明会等、学校側の説明会の中で、十分にその辺りも説明してまいりたいと考えております。

安本委員 よろしくお願いいたします。

大蔵委員 6の(3)の所のいちばん最後に書いてある「一所」というのは「1カ所」という意味

ですか。

指導室長 一所というのは、要するにいま申し上げましたように、1つのグループといいましょうか。

大蔵委員 ですから、この場合は、この和泉の部分ということだけですね。そうですね。

指導室長 はい、そうです。

大蔵委員 そうしますと、ほかの所のまだグループが出来そうな、やりやすい所がいくつか挙がっていますが、大宮や松ノ木とか、それはこの和泉の部分で、ある程度の結果が出てから考えるということですか。

庶務課長 今回の基本計画・実施計画の中で、この平成17年度から平成19年度まで一所、20年度以降のところでは三所という形で、全体としては四所という計画を持っております。いずれにしても、この平成17年度から平成19年度は一所ということで、今回平成17年度から試行するということを決めさせていただきました。この結果を踏まえて、平成18年度に実施計画の改定がありますから、その中で今後どうするかは決めていくということになります。

大蔵委員 その3つのグループが次に出てきて、中学校と小学校の関係で近くないような所については、逆に言えば、ちょっと見通しはないということですね。

庶務課長 現時点では、そういった計画の状況になっております。いずれにしても平成17年度に実際始まって、計画の前倒しという部分も出てくるかもしれませんし、今後の方向を決める部分につきましては、どことどこでやるというような形ではなくて、教育委員会として、小中一貫教育というのはこういうものだとすることを定めた上で、各学校が選択するという方式もこれから決めていくこととなります。

大蔵委員 それではこの場合、さっきも質問が出ましたが、現在、新泉、和泉の小学校にいない子どもで、和泉中学校へ希望してくる子はいるわけですね。そうすると、それは小中一貫からちょっと離れた教育をしていくわけですね。将来は、ある中学校には特定の決まった小学校から原則としていくというように分かれていますよね。そういうのはだんだん無くすというお考えですか。

庶務課長 基本的には、現在の枠組みの中で、記載のとおり、小中一貫教育のいくつかのカリキュラムの編成をしているわけですから、そういった流れの中で考えていくということです。このことによって、学校の通学区域とか指定区域のあり方について、どうするかということは、いまの段階ではちょっと考えておりません。

宮坂委員 通学区域は、いまの段階では杉並区全区でなくて、しばらくは現在の通学区域を踏襲するわけですね。

庶務課長 先ほど指導室長から答弁したとおりで、現在の通学区域の制度、学校指定の制度、それから、学校希望制度を踏まえて、こういったグループのところで、いま記載の内容の小中一貫教育のプログラムをやっていくという考え方です。

宮坂委員 ただ、将来はそれを外していくという形でいくわけですね。

庶務課長 現段階では枠組みの中で、小中一貫教育といった場合は、そういったカリキュラムを開発する中で、それぞれのグループが小中一貫の教育をしていくというところまでは考えておりますが、これを契機に、その学校の通学区域のあり方、それから、学校希望制度のあり方を抜本的に見直すというところまで考えておりません。

安本委員 伺っていて私の認識だと、一貫校だとよそからきた場合という質問はわかるのです。この一貫教育というのは、中学に入って、突然ほかの小学校からきて、別に対応できるカリキュラムというふうに理解をしていたのですが、そうではないわけですか。

指導室長 いわゆる学習指導要領というのは、小学校と中学校と別個に出来ておりまして、ここで言う教育内容は、学習指導要領上は、あくまでも小学校は小学校、中学校は中学校でありますから、例えば、和泉小から和泉中に進まない子どもも当然ありましようし、そういう点では、一切支障はないというようにカリキュラムは編成していくということです。

安本委員 一貫校までいくタイトなところはないというように思っていたのですが、それでいいわけですね。

指導室長 そのとおりです。

安本委員 どこの小学校から和泉中にきても対応ができるということですね。

指導室長 対応できます。

安本委員 反対にどこかの中学校に出ていっても、例えば、大宮中にしても向陽中にしても泉南中にしても、それはもちろん大丈夫ということによろしいですね。

指導室長 はい、問題ありません。

安本委員 わかりました。

委員長 だから、それは区立学校ということもベースにあるから、そういうのが1つの原点になって働いているわけですね。

指導室長 そのとおりです。ですから、まさに一貫校ということになった場合には、今度は若干さまざまな条件が出てくると思いますが、現在試行を行おうとしているのは、あくまでも先ほどご説明申し上げましたように、カリキュラムの一部を一貫して行っていくということで、しかもそれは、ここにお示ししたとおり、新たに加えていくものがありますから、いわゆる必要最低限の部分というか、そこはいずれの区立学校も行っていることというのは、この和泉中、和泉小、新

泉小においても同様ということになります。

委員長 これは、かなり予算が伴う事業になってくるわけですが、その辺は、来年の予算との関係、庶務課のほうでやらなければいけないですね。

庶務課長 予算のほうにつきましては、この事業につきましては、いちばん大きいのがカリキュラム開発で、今年度すでに予算を組んで、民間事業者委託で研究を1つは進めています。来年度につきましては、この事業、特に5の(2)の指導体制という所になります。これらについても、ここだけの独自採用ではありませんが、その制度全体で予算要求をするということで、いま作業を進めております。

大蔵委員 変革期にありますのでいろいろなものが出てきて、特区があったり、こういう試行があったり、それから通学区域の変更があったり、適正配置があったり、いろいろなものがあります。本当はそれが一貫して全部統制がとれていなければいけないわけですね。適正規模、適正配置というのも、通学区域の変更も、今回は神明中学校の建替えが難しいというようなことも絡んできていますが、実際には、どこのところに学校があるのがいちばんいいか、そのとおりにするには、土地の問題とかいろいろなことがありますから、全くの更地に、杉並区を割って、人口比率でここにつくるということではできませんが、本来からいうと、適正規模、適正配置というのがちゃんと行われれば、小学校と中学校の連携なんかも非常にしやすくなるわけですね。たくさん抱えて大変でしょうし、それから、庶務課が主としてやらなければならないお金のこととか、それから指導室がやらなければならないこととか、いろいろあると思いますが、できるだけ全体計画がわかるような説明をしていっていただきたいと思うのです。この問題を1つ片付けたみたいなことでは、そのときは何となくわかったけれど、次が出てきた時、ちょっと矛盾しているのではないかというようなことになると、やはり保護者の方も非常に戸惑うと思うのですね。常に全体計画を頭に置きながらご説明いただけないかなと思います。

庶務課長 これまでも予算、それから、その前段階で、今回もお話させていただきましたが、教育ビジョンとかそれぞれ計画があって、適正配置についても方針が決まって動いていますので、それぞれ個々の事業を説明する際についても、それとの関係の位置付けみたいなのところについては、今後留意するという形でご説明をさせていただきたいと思います。

教育長 大蔵委員のお話はそのとおりだと思うのですね。いま、この小中一貫教育を含めて、現在のアクションプランでさまざまに新規項目も含めまして計画化していて、その実施状況を踏まえて、教育ビジョンを新しく書き替えよう。その新しい教育ビジョンで目指している方向が、この杉並区教育委員会でこれから進んでいくべき道筋だと思うのですね。そういう全体像の中で、いままでやってきたことをきちんと整理していくということが必要だと思うのです。新しい教育

改革やアクションプランを作るとすれば、その中ではきちんといままでやってきたことを整理しながら、やっていくことが必要かなという感じがしていて、そういう意味では、いま報告のあったことについて言いますと、この試行の目的に書いてあることがすべてというか、小中学校、学校の種別ですとか、学年の枠を超えた9カ年間を通した系統立てた教育サービスを提供していくことが、小中学生の学齢に合った教育のいちばんいい姿だということだけ、この場では確認をして、その手法として、小中一貫教育をまず試行してみて、計画至上主義といいますか、平成19年度まで一所となっているから、一所しかできないよとか、そういったことはあまり考える必要はなくて、本当にやってみていいことだったらやればいいし、意味がないことだったらやめればいいのです。ですから、そこら辺の見極めは、やはり教育委員できちんと話し合っ、公教育として何がいちばん必要かということは、新しい教育ビジョンをベースにしながら、また議論していくことが必要だと思います。ですから、ここではその小中学校や学年の枠を超えて、9年間を系統立てた教育サービスを提供していく、その試行をするということ、まず確認をして、それ以外のことについては、とにかく試行の状況を見ながら、一から私たちが議論しないと区民の皆さんに責任が取れないと思うのですね。そういうものとして、この試行だけは行わせていただきたいと私は思っています。

大蔵委員 結構です。それでもう1つ、ついでに付け加えるならば、試行でも始めてしまうと、うまくいかなかったときにやめにくいのですね。特にお役所というのは、やり出したときに、途中からやめると、「何でお前、そんな馬鹿なこと始めたんだ」と言われるものだから。私も中央官庁等もやっていましたが、もうみんな気がついているのだけれど、なかなか「やめる」って言いにくいのですね。勇気を持って、うまくいかなかったときは、誰だって間違えることがあるのですから、もう一遍振出しに戻ったり、路線を変えたりしてやることを恥ずかしくないで、率直に議論を交わしてやっていきたいと思います。是非よろしくお願いします。

教育長 私たち5人の共同責任ということで、それは是非やらせていただきます。

委員長 2枚目の別紙1の所、言葉の概念というか、1つのモデルとして受け止めたほうがいいと思うのですね。概念の違いと大上段に振りかざして書いてあるけれど、そういう意味ではなくて、わかりやすく、いちばん上は連携教育でいいし、2点目のほうは、どちらかというと地域一貫ですよね。一貫校というのは、当然一貫教育なのです。だから、一貫教育というのは2種類あるわけです。2にある場合と3にある場合とある。平たいわかりやすい言葉で言えば、地域一貫が2番目で、3点目は敷地一貫なりそういう意味合いのものだと思うのです。一貫教育というのを2が代表しているというのはちょっと言い切れないのではないかなと思います。それこそ一貫教育たるものはガチッとまとめて、3のほうの方がやりやすいわけです。それから、先ほどからご質

問あるように、よそからもそれをわかって入るとかそういう意味ですね。理想ばかりを追って、試行というのには入らないほうがいいと思いますね。この5点目に書いてある「指導体制」(1)の内容というのがありますが、どうかというものもあるし、できるだけ障害のないというか、先ほど来ご質問のあるようなことも踏まえて、その小学校を出ていないのに中学に入るとか、そのときに支障がないとかいうようなこととか、じわりじわり広げていくというほうがいいですね。最初から、3番目の一貫校に突き進むというものではないし、メリット、デメリットがあるのですから、デメリットが大きかったら、もう最初からやらないほうがいいと思うのですね。先ほど出ていたように、途中でやめればいいというのは、本当にやめられないということも頭に置きながらやらなければいけないし、時間はあまりないですが、この辺よく研究されて入ることでしょうね。ほかにありますか。

では、続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」のご説明を、社会教育スポーツ課長、よろしくお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは私のほうから、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」につきましてご報告いたします。10月分といたしましては、定例が23件、新規が3件、共催・後援の別では、共催が12件、後援が14件、計26件です。新規につきましては、社会教育スポーツ課の1、新規後援、「地球と話す会杉並支部」が行います「地球と話す会シルクロード紀行記録写真展」。セシオン杉並の展示室で行われるものです。来年の4月1日から4月3日です。

次のページは、社会教育センターで受け付けた新規共催です。「富士見丘小学校PTA」が行います「こころとからだのストレッチ」。これは家庭学級と位置付けて行うものです。11月10日から来年の1月19日にわたるものです。

それから、その反対側をめぐっていただきまして、学務課で1件。新規共催。「特定非営利活動法人医療貢献支援プロジェクト」が行います、『地域に根ざした「食育の集い」』。桃井第四小学校で10月30日に行われたものです。以上、簡単ですが、後援等の使用承認についてご報告いたします。

委員長 では、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。ご意見等ないようですので、報告の聴取はこれで終わりにさせていただきます。冒頭お諮りしましたように、ここから議案審議は非公開にさせていただきますので、傍聴の方は申し訳ありませんが、ご退室をお願いいたします。

では、続けさせていただきます。日程第2、議案第51号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、よろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第51号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」に

ついてご説明いたします。提案の理由ですが、平成 19 年度からの定年退職者の大幅な増加に対応し、年度ごとの退職手当支給額を平準化するための特例措置を設ける必要があるために行うものです。意見の聴取は、同条例の対象に幼稚園教育職員が含まれているために行われるものです。改正の内容ですが、3 枚目の新旧対照表ですが、勸奨退職者のうち、任命権者が別に定めるものの退職手当については、1 年につき 2 % の割増となっているものを、平成 16 年度においては 3 % の割増とする改正です。11 月に議会に提案し、公布の日から施行ということです。説明は以上です。

委員長 では、ご質問、ご意見、お願いいたします。

庶務課長 ちょっと補足ですが、ここに記載の「任命権者が別に定めるもの」ですが、この割増率の要件該当者というのは、50 歳以上で、勤続 25 年以上ということです。この 3 % の適用を受けるためには、施行日以降、平成 17 年 1 月 30 日までに申込みをして、同年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までに退職する者というのが先ほど申し上げた別に定めるものということですので、大変失礼しました、補足させていただきます。

委員長 ご質問、ご意見等ありませんでしょうか。では、議案 51 号は原案どおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

引き続きまして、日程第 3、議案第 52 号「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、よろしくをお願いします。

庶務課長 それでは、議案第 52 号「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。改正の理由ですが、学校医等の公務災害補償の範囲、金額及び支給方法等について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づき、政令で定める基準に従い、条例で定めてきたものであります。今後はこの補償のより迅速で公正な実施を確保することを目的として、政令の改正が行われた場合、補償の内容につきましては、政令と同一となるようにするとともに、補償基礎額等につきましては、平成 13 年度以前、都が補償を実施してきた経緯を踏まえ、当分の間、政令と異なる金額等定めている都の補償内容と同一となるように改めるものです。改正内容ですが、3 枚目の新旧対照表の上段の所ですが、第 3 条ということで、「補償の範囲、金額、支給方法等」という所で、後ろから 3 行の部分、「政令に定めるものの例による」ということにさせていただいております。補償の範囲、金額、支給方法等につきましては、政令に定めるものの例によるこ

といたしました。現条例で定めています下段の条例ですが、6ページまでに掲げているそれぞれの補償の範囲とか、支給方法等に付いている規定については、条例からは削除するというので、1ページから6ページをすべて政令の例によるということで委ねていくということです。

2点目が、新旧対照表の6ページになりますが、補償の基礎額につきまして、附則で定めおりましたが、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に定めるものの例によることで、具体的にその内容が常に政令と同一になるような規定の整備を図るものです。施行時期は、平成17年1月1日からということです。簡単に申し上げれば、これまで政令あるいは都条例に基づいて、毎年改定し、個々に定めてきた部分について、それぞれの例によるということで迅速な対応をする。そういうことで条例改正を行うという趣旨です。説明は以上です。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 非常に簡単で結構ですが、東京都は区に、これに従えと言っているのですか。

庶務課長 先ほども言ったとおり、経過的に区のほうでそういった仕組みをしまして、今回のこの判断は、区独自でしたものでして、区側としてもこういった規定の形でやるほうが迅速な対応ができるということで判断したものです。

大蔵委員 このように簡単にできるのならば、さっきの杉並区職員退職手当に関する教育委員会の部分についても、いちいちこんなことやらなくても、「区長部局でやったとおりにする」とどこかに書いておけば、いちばん簡単なのではないですか。

庶務課長 先ほどの退職手当に関する条例は、幼稚園の教育職員も含めて対象となった条例ですので、区長部局が改正したとおりに改正する、という内容ですが、その中身をどういったことにするかは、それぞれ独自の自治体で定めなければいけませんから、中身としても規定していくということになります。

宮坂委員 内容的には、やり方や手続きの問題はこのまま一本で完結すればよいのですが、内容的には大体変わらないのですか。どっちかが有利とか不利とかいう言い方がいいのかどうかわかりませんが、補償を受ける側とすれば、実質面でほとんど変わらないのですか。

大蔵委員 要するにいままで東京都が決めたことをもう一回なぞって決めていたわけですね。だから同じことなのですよ。

宮坂委員 変わらないですね、内容的には。

学校運営課長 そのとおりです。従前から金額はすべて東京都の条例にならって改正しておりましたが、今度から自動的に政令及び都の条例の改正に伴って、区の金額も同じように直るということで、自動的になったということです。内容的には全く同じです。

教育長 昔、「杉並区」の頭に「東京都」というのが乗っていたのです。東京都杉並区立学校、全部条例で「東京都」とですね。昭和50年の特区制度改革を受けて、東京都杉並区というと、何か杉並区が独立した自治体のはずなのに、東京都の内部団体みたいだということで、もともと中野区が早かったのですが、各区で「東京都」は取ってしまったのです。そのときに、併せて、ほかにも水防の消防団の職員のこういう公務災害補償の条例がありました。杉並区はそのときに、一回一回政令の内容と同じ文言を条例で書いたのです。それが、大体定例で出るのは、9月なのです。政令改正があるのは5月頃なのです。そうすると、その間に公務災害補償を支給しなくてはならないという事案が出てきた場合も、条例の改正ができない。議会も意思決定しなければならないから、なかなか支給できなくて、条例が通ってから遡って支給するということになるのです。その間生活するのに必要な補償はどうしてくれるのだろうというようなこともあります。

これは考え方が2つありまして、自治体の自立を前提として、すべてきちんきちんと条例で、つまり、議会の意思決定でその都度それはいいかどうかを吟味して定めるべきだという考え方と、もともと政令に違反するような条例は作れないのだから「政令で定めることによる」とすればいいという大きな考え方と2つあって、これが実は一体化したのです。もともと私たちの給与も「東京都職員の例による」と書いてあったのですよ。東京都杉並区職員の給与に関する条例第1条で、「東京都職員の例による」と。それで全部昭和50年ぐらいまでいっていたのです。それで済んだのです。ところがそうではないということで、昭和50年以降、この自治体としての自立か、それとも本当に公務災害補償になったような実例がありますから、この人たちの生活や医療を含めて補償が先かと、こういうことで結構いろいろ動いてまして、今回たぶん区長部局のほかの関連の条例も、こういうスタイルで書き込むのでしょう。地方分権の時代であるという要請と同時に、公務災害で困っているのは区民なわけですから、区民と休業補償とどうバランスをとるかということの1つの考え方として「政令の定める例による」という制定をしたということだと思のです。どっちが正しくてどっちが間違っているということはたぶんないと思うのです。

庶務課長 いま教育長から申し上げたとおりで、規定上で担当課長からも申し上げましたが、不利、有利という話はありません。こういった形で「例による」ということになりましたので、中身がすべてそちらに委ねられておりますが、今回は昨年度の改定の部分の中身に入っておりますので、昨年度は我々公務員のほうも給与が少しマイナスになっていきますから、内容そのものについては、基礎補償額というのは、若干ずつ都の例は引き下がっております。

委員長 ほかにございませんか。では、議案第52号は原案どおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

予定されました日程は、これですべて終了いたしました。会議はこれをもちまして閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

庶務課長 次回の日程ですが、本来ですと 11 月 24 日（水）に定例会ということなのですが、議会との関係で休会ということで、現時点では 12 月 8 日（水）の午後 2 時に予定しておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。